

千曲衛生施設組合告示第6号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定により実施した標記監査について、同条第9項並びに千曲衛生施設組合監査委員条例第5条の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年12月20日

千曲衛生施設組合

監査委員 赤城 静江

監査委員 中村 眞一

千曲衛生施設組合定期監査結果報告書

第1 監査年月日

令和5年11月22日

第2 監査の対象

千曲衛生センター庶務課、業務課

第3 監査の方法

監査委員が事前に提出された定期監査資料及び事務の執行状況（令和5年7月～10月）について、関係職員から説明を聴取し、帳簿類等を閲覧、管理状況についても監査を実施した。

第4 監査結果

会計事務処理については、適切に行われており、特に指摘事項はありません。
施設運転について年々搬入量は減少しておりますが、浄化槽汚泥の受入れは一定量見込まれますので、施設の維持と効率化を図りながら運営してもらいたい。

施設更新にあたり、今後人口減少により運営が困難になっていく事が予想され大変気がかりであり、広域化という視点も一つの選択肢として考え、地域社会に開かれたより良い環境作りのできた施設更新を進めていただきたい。

また、現在当組合がどのような活動をしているのか、地域の皆さんに知ってもらうためにも、広報していただく取り組みも必要と感じます。